

20総監第28号の2  
平成21年 7月13日

名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋克実様

実施機関  
名古屋市長 河村たかし



行政文書公開請求却下決定の取消し及び当該取消しに係る行政文書一部公開決定について

平成20年11月 7日付けで請求のあった行政文書の公開請求に対し、平成20年11月21日付け20総監第28号で通知した行政文書公開請求却下決定は、これを取り消し、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

記

- 1 一部公開決定する行政文書の名称
  - ・平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る帳簿
  - ・平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る通帳
- 2 行政文書公開請求却下決定を取り消す理由  
通帳又は帳簿は、不適正な会計処理に係る調査に当たって、実施機関が事実上取得したことにより、行政文書に該当しているため。
- 3 行政文書の一部を公開しない理由
  - (1) 名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号に該当  
該当する行政文書には、個人名及び特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる

ることとなるものを含む。)が記載されており、これらの情報は通常他人に知られたくないと認められるため、該当する部分については非公開とする。

(2) 名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

該当する行政文書には、法人の印影、振込先金融機関名及び法人の名誉、社会的評価等が損なわれると認められる情報が記載されており、これらの情報は公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため、該当する部分については非公開とする。

4 行政文書の公開の日時及び場所

日 時 平成21年 7月13日 <sup>午前</sup> 11時 30分  
午後

場 所 市民情報センター（市役所西庁舎 1階）

(教 示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として(市長が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。



21教総第60号  
平成21年 7月13日

名古屋市民オンブズマン  
代表 倉橋克実様

実施機関  
名古屋市教育委員会



行政文書公開請求却下決定の取消し及び当該取消しに係る行政文書一部公開決定について

平成20年11月 7日付けで請求のあった行政文書の公開請求に対し、平成20年11月21日付け20教総第 102号で通知した行政文書公開請求却下決定は、これを取り消し、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

記

1 一部公開決定する行政文書の名称

- ・平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る帳簿
- ・平成19年度に総務局監察室によって行われた不適正な会計処理による現金等の調査に係る通帳

2 行政文書公開請求却下決定を取り消す理由

通帳又は帳簿は、不適正な会計処理に係る調査に当たって、実施機関が事実上取得したことにより、行政文書に該当しているため。

3 行政文書の一部を公開しない理由

(1) 名古屋市情報公開条例第 7条第 1項第 1号に該当

該当する行政文書には、個人名及び特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができ

ることとなるものを含む。)が記載されており、これらの情報は通常他人に知られたくないと認められるため、該当する部分については非公開とする。

(2) 名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当

該当する行政文書には、法人の印影が記載されており、この情報は公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため、法人の印影については非公開とする。

4 行政文書の公開の日時及び場所

日 時 平成21年 7月13日 <sup>午前</sup> 午後 11 時 30 分  
場 所 市民情報センター (市役所西庁舎 1階)

(教 示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から 1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として(教育委員会が被告の代表者となります。)処分の取消しの訴え(取消訴訟)を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日(審査請求をしたときは、裁決の日)から 1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。